

公共交通利用促進キャンペーン事業実施業務技術提案作成要領

1 業務名

「公共交通利用促進キャンペーン事業」実施業務

2 業務内容

「公共交通利用促進キャンペーン事業」実施業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 提出書類

（１）提案書（様式第３号）【原本１部＋写し４部】

（２）実施計画書（任意様式）【原本１部＋写し４部】

「５ 実施計画書等の評価基準」に記載する評価項目について説明する実施計画書を提出すること

（３）見積書（任意様式）【原本１部＋写し４部】

積算根拠を具体的に記載すること。本業務にかかる経費を全て計上すること。

（４）誓約書（様式第４号）【１部】

（５）組織概要書、役員名簿（任意様式）【１部】

氏名のよみがな・生年月日も記載すること

※提出書類の規格はＡ４版とすること。

4 審査方法等

（１）契約候補者の選定に当たっては、公共交通利用促進キャンペーン事業委託業務業者選定委員会の委員が実施計画書及び見積書並びに提案者によるプレゼンテーションをもとに「５ 実施計画書等の評価基準」に基づき評価し、評価点の合計点が最も高かった者を契約候補者に選定する。

（２）合計点が最も高い者が２者以上あるとき（同点のとき）は、実施計画書の評価点がより高い者を契約候補者とする。実施計画書の評価点が同じときは、別途日を定め、くじ引きにより契約候補者を決定する。

（３）提案を行う者が１者のときは、評価点の平均点が５０点以上であることを選定の最低条件とする。ただし、評価点の平均点が５０点以上であっても、委員による協議により、期待した水準を満たさないと判断したときは選定しない。

5 実施計画書等の評価基準

評 価 項 目			評 価 基 準	配 点
実 施 計 画 書	業務実施体制		業務実施に必要な人材や体制が確保されているか	1 0
	提 案 内 容	方向性	公共交通について無関心・無関与の層を主なターゲットとしているか	1 0
		全県を対象とした公共交通の利用の機運醸成事業	公共交通の利便性や重要性が伝わる内容となっているか	1 5
			コンテンツの発信手法等が効果的なものとなっているか	1 5
		イベント性のあるキャンペーン事業	公共交通の利用につながるような工夫やアイデアが盛り込まれているか	2 0
			現実的な内容であり、かつ明確に提案されているか	1 5
	同種業務の実績		本業務と同種の業務を過去に遂行した実績があるか	1 0
見 積 書	見 積 金 額		見積金額が低額であるか	5
合 計				1 0 0